

日冷倉協発第 39 号
2019 年 6 月 20 日

寄託者 各位

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会
業務委員会委員長 西願 廣行

台風等災害発生予測時の臨時休業について

謹啓

新緑の候、貴社ますますご清栄のこととお喜びのことと申し上げます。
平素は当協会所属の会員各社に対しご高配を賜り心より御礼申し上げます。
さて、皆様ご承知のとおり、近年台風・集中豪雨等の自然災害が多発しており、冷蔵倉庫業界に於いても甚大な被害が発生しています。
この事態に対し、日本冷蔵倉庫協会として、従業員等の安全確保と取扱貨物の保全を図るための対応を検討した結果、相当な被害が想定される場合には、臨時休業することが望ましいとの結論に至りました。つきましては、会員事業所が下記基準・手順にそって臨時休業する場合がありますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

1. 臨時休業基準

- 1) 鉄道の運休計画が発表されたとき
 - 2) 政府、気象庁、自治体から警報・避難情報が発表されたとき
 - 3) 台風等の進路と規模により冷蔵倉庫業務の遂行が困難と判断したとき
- 以上のいずれかに該当した場合、会員事業所が必要と判断した期間休業とします

2. 上記 1. の状況が解消された場合の業務再開手順

- 1) 従業員の安全確認と業務実施人員の確保
 - 2) 冷蔵倉庫施設、機器の機能と安全
 - 3) 交通インフラの機能
- 以上を確認後、業務再開とします

3. 会員事業所が臨時休業したことによる発生した寄託者の損害に対しては、標準冷蔵倉庫寄託約款（甲 42 条、乙 39 条）の規定により免責になると思われます

会員が臨時休業の際は多大なるご迷惑をお掛けすると存じますが、人命尊重と貨物保全の重要性をご共有頂きます様、重ね重ねお願い申し上げます。

敬白